

<p><b>① 道路交通法第 44 条各号に掲げる道路の部分</b></p> <p>(1) 交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近など勾配の急な坂、トンネル、橋</p> <p>(2) 交差点の側端、又は道路の曲がり角から 5m 以内の部分</p> <p>(3) 横断歩道、又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ前後に 5m 以内の部分</p> <p>(4) 安全地帯の前後の側端から 10m 以内の部分</p> <p>(5) バス、路面電車の停留場を表示する標示柱、又は標示板が設けられている位置から 10m 以内の部分</p> <p>(6) 踏切の前後の側端からそれぞれ前後 10m 以内の部分</p>
<p><b>② 横断歩道橋（地下横断歩道含む）の昇降口から 5m 以内の道路部分</b></p>
<p><b>③ 下記施設の出入口から 20m 以内の道路部分</b></p> <p>小学校、幼稚園、特別支援学校、保育所、知的障害児通園施設、肢体不自由児通園施設、情緒障害児短期治療施設、児童公園、児童遊園、児童館等</p> <p>(※出入口に接してさくが設けられた歩道がある道路、その出入口に接する歩道があり縁石線などで車線が往復方向別に分離されている道路以外の道路では、その出入口の反対側およびその左右 20m 以内も含まれます。)</p>
<p><b>④ 橋、幅員が 6m 未満の道路、縦断勾配が 10% を超える道路</b></p> <p>(注) 駐車場法は、時間貸駐車場の対象として法律です。自家用駐車場（月極含む）はこの限りではありません。但し、地方自治体により行政指導がなされる場合もあります。</p>

駐車場の出入口が設置できない部分の例

